

アスベスト使用の建築物解体等の 工事の規制が変わりました

平成18年3月1日から大気汚染防止法施行令等が改正され、「吹き付けアスベスト」が使用されている場合、解体などをされる建物の床面積にかかわらず周知と届出が必要で、

1 作業内容の周知
「吹き付けアスベスト」が使用されている建物を解体などする場合は、作業の内容を見やすい場所に掲示することが義務づけられました。

【掲示内容】

市または都への届出年月日、届出先、氏名(名称)、住所、法人は代表者の氏名、工事の期間・作業方法・現場責任者の氏名および連絡場所

2 届出について

「吹き付けアスベスト」が使用されている建物を解体などする場合は、届出が必要で、

3 届出先について

4月より届出先は次のようになります。解体する建物の延べ床面積によって異なりますのでご注意ください。
延べ床面積の500平方メートル未満の工事：環境保全課
延べ床面積の500平方メートル以上の工事：都多摩環境事務所
問合せ 都多摩環境事務所(☎042・523・3171)
環境保全課(☎☎内線2213)

「廃棄物」の野外焼却などは法律で禁止されています

近年、市には庭先等で燃やす廃棄物の焚き火の煙や臭いについての苦情が寄せられるようになりました。

昔は、樹木の枝や草刈の草などもたき火で処理してきましたが、現在では、焼却設備を使用せずに廃棄物を野外焼却することは、一部の例外を除き、ダイオキシンやばいじん発生抑制のため「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「東京都環境確保条例」で禁止されています。

焼却する場合は、基準を満たした焼却設備で焼却するか、廃棄物として適正に処理するようお願いいたします。

一般家庭廃棄物：せん定枝、落葉、ビニール袋、写真などの可燃ごみなどで、市の収集日程に合わせて集積所に出してください。

産業廃棄物：事業活動に伴って生じた廃棄物等法令で定められた種類(合成繊維、合成ゴム、プラスチック類、木くず等)で、一般廃棄物に含まれないものすべてで、都知事の許可を受けた収集運搬業者などに処理を委託してください。

焼却禁止の一部の例外：伝統的行事(どんど焼き等)、災害時の応急対策、樹木や農作物の病害虫の防除、消化訓練や消防訓練、風呂の焚きつけや暖炉など、庭先での小さな焚き火の場合でも、近隣の住民の方から悪臭や煙害の苦情が寄せられた場合は、指導の対象になります。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。
ごみ減量推進課(☎☎内線222)、環境保全課(☎☎内線2213)

75歳以上アンケート調査実施と協力をお願い

75歳以上の方を対象に、ご家庭を訪問し、アンケート調査を実施します。

年を重ねるほどに病気がちになったり突然具合が悪くなったりすることが多々ありますが、今回のアンケート調査をきっかけに、お気軽にご相談していただけることを目指しています。ご理解とご協力をお願いいたします。なお、秘密は厳守し、目的以外に使用することはありません。

対象者 平成18年4月1日現在75歳以上の方
対象者には、事前に「はがき」でお知らせします。

アンケート方法
家庭訪問にて聞き取り調査

訪問期間 5月1日～7月31日

調査実施者 民生委員、地域包括支援センター職員、市職員

高年齢者支援課地域支援係(☎☎内線2337)



国民健康保険加入者向け温泉センター割引利用券を配布します

リフレッシュや親睦にご利用ください。
なお、両施設とも月曜日(祝日の場合は翌日)は休館日となります。

対象 国民健康保険に加入している方
利用期間 4月1日～平成19年3月31日まで。年末年始の休館日については、直接施設にご確認ください。

利用施設
檜原温泉センター「数馬の湯」(☎042・598・6789)
営業時間等 午前10時～午後10時(12月～3月は午後7時) 受付は2時間前まで。

割引料金(3時間) 大人800円、小人400円、200円
奥多摩温泉「もえぎの湯」(☎0428・82・7770)

営業時間等 午前9時30分～午後9時30分(12月～2月は午後7時まで) 受付は1時間前まで。

割引料金(2時間) 大人700円、小人400円、200円
入湯税 両施設とも別途入湯税(12歳以上1人につき50円)が必要で、

割引利用券の配布 保険年金課(田無庁舎2階、保谷庁舎1階および出張所)

問合せ 東京都国民健康保険団体連合会(☎03・6238・0150)

保険年金課(☎☎内線147)

農産物(直売所)マップが できました

「春だ、マップを片手に外に飛び出そう!!」

現在市には、約182軒の農地があり、野菜・果実・花などの農産物が生産されています。そしてこれら農産物は生産農家の庭先等で直売され、新鮮・安全な農産物が提供されています。

この直売所を、より多くの皆さんに知っていただくために、農産物マップを作成しました。

このマップには市内に点在する直売所や、心やすらぐ散策コースなどが地図上に記載されています。また、各直売所の販売品目や販売期間、特徴などが一覽表に見やすくまとめられています。

さあ、このマップを片手に、西東京市産農産物キヤラクターの「めぐみ」ちゃんの旗の立っている直売所を訪れてみてください。

そして、市の農産物にふれ、味わってみてください。きっとおいしい、新鮮で安全な農産物に出会えることでしょう!



このマップは田無庁舎、保谷庁舎、中原・柳橋・谷戸の出張所と、住吉町の消費者センターおよびJA東京みらい保谷支店、JA東京あぐり田無支店で無料配布しています。ぜひご利用ください。
産業振興課(☎☎内線142)

第6回西東京市民まつり 開催期日のお知らせ

とき 11月11日(土)・12日(日)
ところ いこいの森公園

内容 実行委員会が決定次第ご案内します。
生活文化課(☎☎内線141)

第6回西東京市民まつりの 実行委員を募集

西東京市民まつりは、市民による実行委員会を組織し、まつりに係る企画、準備、実施、片付け等の運営全般を実施する組織です。

第1回の実行委員会は、6月初旬に行います。

申込 往復はがきに、住所・氏名・電話番号を明記し、5月12日(金)までに、〒188-8666南町5-6-13西東京市役所田無庁舎生活文化課「西東京市民まつり事務局」へ郵送(電話での申込みも可)。

第5回市民まつり実行委員会
生活文化課
(☎☎内線141)



第6回西東京市民文化祭 参加者募集と実行委員会 総会・部会の開催

10月21日(土)～11月15日(水)の期間に第6回西東京市民文化祭を開催する予定です(各分野の開催日は実行委員会総会の中で決定します)。

市民文化祭は参加者による実行委員会を組織し、企画運営を行います。参加希望団体は申し込み手続きをし、総会・部会に参加してください。

参加申込 参加を希望する方は、申し込みの手続きをしてください。団体の場合は、代表者または、文化祭担当がお越しください。
とき 5月13日(土)午後1時～1時50分
ところ 市民会館

参加資格 次のいずれかに該当すること 市内在住・在学・在勤の方
半数以上の方が、の要件に該当する方で構成された団体で、市内で活動している団体

実行委員会総会(午後2時～3時頃)：参加申し込みの受付終了後、午後2時から実行委員会総会(議事役員選出・事業計画等)を開催します。

第一回部会(総会終了後)：参加者は、活動分野により、それぞれの第一回部会に出席してください。

総会・部会に出席されないときは、文化祭に参加できない場合もありますのでご了承ください。

社会教育課(☎☎内線2712)